

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、改正する。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>第一条～第三条（略） （個人番号の利用範囲）</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>別表第一（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一から九まで（略）</td> </tr> <tr> <td>十 区長</td> <td>文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	一から九まで（略）		十 区長	文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>第一条～第三条（略） （個人番号の利用範囲）</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>法別表第二の第二欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の第四欄</u>に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>別表第一（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一から九まで（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>（新設）</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	一から九まで（略）		<u>（新設）</u>	
機関	事務												
一から九まで（略）													
十 区長	文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの												
機関	事務												
一から九まで（略）													
<u>（新設）</u>													

改正後（案）			現行		
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一 区長	文京区 児童育 成手当 による 児童育 成手当 の支給 に関する 事務であ って規則 で定める もの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報若しくは通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の措置に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの	一 区長	文京区 児童育 成手当 による 児童育 成手当 の支給 に関する 事務であ って規則 で定める もの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

改正後（案）			現行		
二 区長	文 京 区 と り 親 家 庭 の 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 よ り の 医 療 費 助 成 に 関 す る 事 務 あ っ て 規 定 め る も の	住 民 票 関 係 情 報、 <u>地方税関 係情報、生活保護関係情 報、母子生活支援施設関係 情報、障害者関係情報又は 医療保険各法（健康保険法 （大正十一年法律第七十 号）、船員保険法（昭和十四 年法律第七十三号）、私立 学校教職員共済法（昭和二 十八年法律第二百四十五 号）、国家公務員共済組 合法（昭和三十三年法律第 百二十八号）、国民健康保 険法（昭和三十三年法律第 百九十二号）又は地方公務 員等共済組合法（昭和三十 七年法律第百五十二号）を いう。以下同じ。）若しくは 高齢者の医療の確保に 関する法律（昭和五十七 年法律第八十号）による 医療に関する給付の支給 若しくは保険料の徴収に 関する情報</u> であって規則 で定めるもの	二 区長	文 京 区 と り 親 家 庭 の 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 よ り の 医 療 費 助 成 に 関 す る 事 務 あ っ て 規 定 め る も の	住 民 票 関 係 情 報、 <u>地方税関 係情報、生活保護関係情 報、母子生活支援施設関係 情報又は障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
三（略）			三（略）		
四 区長	通 知 に 基 づ く 行 政 措 置 と し て 日 本 に 対 す る 生 活 保 護 に 準 じ た 取 扱 い に よ っ て 実 施 す る 外 国 人 の 保 護 に 関 す る 事 務 あ っ て 規 定 め る も の	住 民 票 関 係 情 報、 <u>生活保護 関係情報、中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国留 邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律 （平成六年法律第三十号） による支援給付若しくは 配偶者支援金の支給に 関する情報（以下「中国留 邦人等支援給付等関係情 報」という。）、児童扶養 手当法（昭和三十六年法律 第百三十八号）による 児童扶養手当の支給に 関する情報、母子及び父 子並びに寡婦福祉法（昭 和三十九年法律第百二十九 号）による給付金、特別 児童扶養手当等の支給に 関する法律（昭和三十 九年法律第百三十四号） による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手 当若しくは国民年金法等 の一部を改正する法律（昭</u>	四 区長	通 知 に 基 づ く 行 政 措 置 と し て 日 本 に 対 す る 生 活 保 護 に 準 じ た 取 扱 い に よ っ て 実 施 す る 外 国 人 の 保 護 に 関 す る 事 務 あ っ て 規 定 め る も の	住 民 票 関 係 情 報、 <u>生活保護 関係情報、児童扶養手 当法（昭和三十六年法律 第百三十八号）による 児童扶養手当の支給に 関する情報、母子及び 父子並びに寡婦福祉法 （昭和三十三年法律第 百二十九号）による給 付金、特別児童扶養手 当等の支給に関する法 律（昭和三十三年法律 第百三十四号）による 障害児福祉手当若しく は特別障害者手当若し くは国民年金法等の一 部を改正する法律（昭</u>

改正後（案）			現行		
		和六十年法律第三十四号) 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			くは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
五から九まで（略）			五から九まで（略）		
十 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	十 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
十一 区長	文京区子ども医療費の助成に関する条例によ	医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	(新設)		

改正後（案）		現行
<p>る医療 費の助 成に関 する事 務であ って規 則で定 めるも の</p>		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、</u> <u>第四条の改正規定は、行政手続における特定の</u> <u>個人を識別するための番号の利用等に関する</u> <u>法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第</u> <u>四十八号）の施行の日から施行する。</u></p>		